

平成25年第 4 回定例会

(第 4 日)

平成25年12月13日

平成25年第4回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成25年12月13日（金）

午前10時00分開議

- 第1 議案第142号 財産の取得について
議案第144号 平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第145号 平川市久吉たけのこ温泉の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第146号 平成25年度平川市一般会計補正予算案（第5号）
議案第153号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第2 議案第137号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第138号 平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
議案第139号 平川市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第140号 平川市下水道条例の一部を改正する条例案
議案第141号 平川市工場立地法地域準則条例案
議案第143号 平川市四季の蔵「もてなしロマン館」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第152号 平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）
- 第3 議案第136号 平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第147号 平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）
議案第148号 平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）
議案第149号 平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）
議案第150号 平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）
議案第151号 平成25年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）
- 第4 議員派遣第5号 議員の派遣について
- 第5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士惠美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	大川喜代治	会計管理者	菊池孝夫
副市長	佐藤一行	農業委員会事務局長	中畑千春
総務部長	古川鉄美	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
企画財政部長	木村雅彦	平川診療所事務長	内山勝徳
市民生活部長	佐藤俊英	碓ヶ関診療所事務長	狩野真
経済部長	奈良進	監査委員事務局長	相馬正治
建設部長	鳴海和正	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	櫻庭正紀	教育長	佐藤満廣
尾上総合支所長	樋口正博	農業委員会会長	古川寛三
碓ヶ関総合支所長	花岡敏則	選挙管理委員会委員長	内山久人
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	原田淳	主査	古川聡子
主幹兼議事係長	浅原勉	—	—

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、初めに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。総務企画常任委員会に付託した議案第142号、議案第144号から議案第146号、議案第153号の合計5件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

12番、齋藤 剛議員、登壇。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長(齋藤剛議員)

皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月5日の本会議において付託された議案審査のため、12月9日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記に小田切将人を採用しました。

当委員会に付託された議案は、補正予算案1件、規約の変更1件、その他案件3件、計5件でございました。

なお、各議案とも提案理由については、本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第142号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、CTシステムの耐用年数について質問があり、平川診療所事務長より、耐用年数は10年で、現在使用している機器もおおむね10年経過している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理料はいくらなのかについて質問があり、碓ヶ関総合支所長より、指定管理料は年間50万円である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第145号平川市久吉たけのこ温泉の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理料について質問があり、碓ヶ関総合支所長より、指定管理する久吉町会と協議中ではあるが、指定管理料は年間200万円を予定しているという旨の答弁がありました。

その答弁に対し、委員より協議中あるいは予定としていることに対して、指定管理先との協議不足で時期尚早ではないかとの質問があり、その後、碓ヶ関総合支所長より、町会との話し合いについては協議が整っている旨の再答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、挙手採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第5号）を議題といたしました。

これに対し委員より、古懸不動野線道路改築事業が繰越明許となる理由について質問があり、土木課長より、国受託工事について国土交通省側で入札を2回行ったが不調で終わったため、今年度内の完成が見込めなくなったためであるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が総務企画常任委員会に付託になりました、案件の審査の経過と結果であります。

平成25年12月13日、総務企画常任委員会委員長、齋藤 剛。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

総務企画常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第142号財産の取得についてを議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第142号財産の取得について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第142号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第144号平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第144号平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第144号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第145号平川市久吉たけのこ温泉の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第145号平川市久吉たけのこ温泉の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第145号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第146号平成25年度平川市一般会計補正予算案(第5号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 討論を終わります。
議案第146号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第5号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第146号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第153号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第153号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第153号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。
建設経済常任委員会に付託した議案第137号から議案第141号、議案第143号、議案第152号の合計7件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員会委員長、登壇願います。
16番、成田敏昭議員、登壇。
（建設経済常任委員会委員長登壇）
- 建設経済常任委員会委員長（成田敏昭議員） 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。
当委員会は、去る12月5日の本会議において付託された議案審査のため、12月9日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。
議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には古川聡子を採用しました。
当委員会に付託された議案は、条例案1件、条例改正案4件、補正予算案1件、その他案件1件、計7件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第137号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、合併時に3年とした課税免除期間を5年にする理由について質問があり、経済部長より、近年の地方における雇用率低下と周辺地域では5年とする傾向が多くなっていること、企業の誘致に対する取り組みを厚くしたいとの思いから、5年とする旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、平川市内で配偶者からの暴力行為による事例は何件あるのか質問があり、建設部長より、過去に1件確認している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号平川市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、消費税が8%になることに伴う条例の改正であるが、市民からは消費税分としていくらいただくのか質問があり、水道部長より、25年度の5%の段階の見込み額で2,448万7,000円の消費税となる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答の後、消費税増税そのものに反対である旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号平川市下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し質疑応答はなく、消費税増税に反対する旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号平川市工場立地法地域準則条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、変更となった内容について質問があり、経済部長より、工場立地法によって規制されている企業の敷地面積や建物面積に対する緑地面積率が、準則条例を市町村が定めることにより数値を緩和される旨の答弁がありました。

また、委員より対象となる企業は何社あるのかという質問に対し、い

ま申し出があるのは、日本マイクロニクス1社だけである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号平川市四季の蔵「もてなしロマン館」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、今回の一般会計補正予算にロマン館の債務負担行為が掲載されていないのはなぜか質問があり、経済部長より、指定管理者を公募するために根拠となる予算確保のため、9月議会で債務負担行為について掲載している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第152号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました、案件の審査の経過と結果であります。

平成25年12月13日、建設経済常任委員会委員長、成田敏昭。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長

建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第137号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第137号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第137号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第138号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第138号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第138号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第139号平川市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。
13番、齋藤律子議員。
- 13番 (齋藤律子議員)
議案第139号平川市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。
消費税の最大の欠陥は、所得の低い人ほど負担が重い逆進性をもつ大衆課税であることです。そのため消費を冷やし景気悪化を招きます。このことは、過去の増税の歴史でも証明済みとなっています。
第2の欠陥は、消費税は中小・零細業者の営業を破壊する税であることです。消費税はあらゆる商品・サービスの取引を対象にして、すべての取引段階でその対価に課税し、最終的な税負担を消費者に転嫁することを想定した付加価値税型の大型間接税です。
しかし、税制として消費税は価格への転嫁を保証していません。転嫁できるかどうかは、それぞれの取引の力関係によります。そのため転嫁ができなければ、身銭を切って納めなければなりません。弱い立場にある中小業者にとって、消費税は値引きやコストダウンの口実とされ、また、激しい価格競争のなかで転嫁を事実上断念してきました。法人税は赤字であれば税額ができません。しかし、消費税は転嫁できていなくても、また、赤字でも納税を免れることはできません。
以上の意味から、消費税は中小企業者にとっては、まさに転嫁問題となり、不公正取引を拡大し、営業を破壊する税ということになります。赤ちゃんから高齢者のだれもが毎日恩恵を受けている命の水、食料品などに対する軽減税率の議論も現在されておりますが、軽減税率を言うの

なら命の水にこそ、すぐに対応しなければならないものと考えます。

消費税増税は財源確保が必要だ、社会保障を一定水準確保するためには必要である。こうしたことから増税が行われますが、社会保障は軒並み厳しくなるものばかりで、増税分はこれまでの消費税の歴史でもわかるように、今回の増税でも大企業の法人税減税分に補てんされることは、政府の発表からみても証明されています。毎日の暮らしに大きな影響を与える今回の条例改正案には反対をいたします。以上、討論とします。

○議長

次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、1番、石田隆芳議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

1番、石田隆芳議員。

○1番

(石田隆芳議員)

議案第139号平川市水道事業給水条例の一部を改正する条例案に、賛成の立場から討論いたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税が増額されるための料金改正であり、上水道企業会計の健全な運営を図るための改正案であることから、賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第139号平川市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、議案第139号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第140号平川市下水道条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議案第140号平川市下水道条例の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。

議案第139号平川市水道事業給水条例の一部を改正する条例案同様、消費税に対する考え、消費税増税に関する反対の理由そのものが同等なため省略をし、議案第140号にも反対をします。

- 議長 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、5番、山田尚人議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。
- 5番 (山田尚人議員) 5番、山田尚人議員。
議案第140号平川市下水道条例の一部を改正する条例案に、賛成の立場から討論いたします。
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税が増額されるための料金改正であり、下水道企業会計の健全な運営を図るための改正案であることから、賛成するものであります。
- 議長 ほかに討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第140号平川市下水道条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
この採決は起立により採決します。
本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
- 議長 起立多数です。
よって、議案第140号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第141号平川市工場立地法地域準則条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第141号平川市工場立地法地域準則条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第141号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第143号平川市四季の蔵「もてなしロマン館」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第 143 号平川市四季の蔵「もてなしロマン館」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 143 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 152 号平成 25 年度平川市下水道事業会計補正予算案（第 3 号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第 152 号平成 25 年度平川市下水道事業会計補正予算案（第 3 号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 152 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案第 136 号、議案第 147 号から議案第 151 号の合計 6 件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

9 番、對馬 實議員、登壇。

（教育民生常任委員会委員長登壇）

○教育民生常任委員会委員長（對馬 實議員）

改めまして、おはようございます。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る 12 月 5 日の本会議において付託された議案審査のため、12 月 9 日、第 3 委員会室において開催され、出席委員は 6 名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中畑浩路朗を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案 1 件、補正予算案 5 件でござ

ございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第136号平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第150号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）を議題といたしました。

これに対し委員より、平川診療所、碓ヶ関診療所の受診者の平均年齢について質問があり、碓ヶ関診療所事務長より、75歳以上の後期高齢者の割合が多い旨の答弁がありました。

また、碓ヶ関診療所における診療報酬の増額補正の根拠についての質問があり、碓ヶ関診療所事務長より、レントゲン設備の設置による検査料収入が増額となったためとの答弁がありました。

また、碓ヶ関診療所におけるレントゲン検査体制と安全対策についての質問があり、碓ヶ関診療所事務長より、検査は看護師3人の準備等の補助のもと医師が行っており、安全対策としては、1カ月1回の放射線検査を行い、体調に異常がないか確認するとともに、年2回のレントゲン室のエックス線漏れ検査を行い、適正な実施に努めている旨の答弁がありました。

そのほか、3月末で閉鎖する現在の平川診療所の光熱水費の執行状況と残った重油の処理について質問があり、平川診療所事務長より、重油については、3月末の閉鎖まで毎月の使用状況を確認しながら適切な管理を行い、閉鎖後に地下タンクに残った重油については、吸い上げて他の市有施設で使用する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第151号平成25年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）を議題といたしました。

これに対し委員より、増額となった賃金の根拠について質問があり、教育委員会事務局長より、日額賃金職員の長期の病気休暇による欠員を補充するためのものである旨の答弁がありました。

また、学校給食に異物が混入し、一時的に提供を休止した経緯についての質問があり、学校給食センター所長より、地元産の白菜を使用したみそ汁に小さな虫が混入していたことを受け、みそ汁の提供を1日休止し原因を確認した結果、野菜の洗浄・確認作業が不足していたとの結論となり、これらを徹底することとし、再開した旨の答弁がありました。

そのほか、増額補正となった光熱水費の根拠についての質問があり、学校給食センター所長より、電気料金の値上げによる増額である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が教育民生常任委員会に付託になりました、案件の審査の経過と結果であります。

平成25年12月13日、教育民生常任委員会委員長、對馬 實。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第136号平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第136号平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第136号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第147号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第147号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第147号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第148号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第2号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第148号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第2号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第148号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第149号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第149号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第149号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第150号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別
会計補正予算案（第2号）を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第150号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別
会計補正予算案（第2号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第150号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第151号平成25年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案
（第2号）を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第151号平成25年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案
（第2号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第151号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第4、議員の派遣の件を議題とします。
地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、先般配
布いたしました、議員派遣第5号のとおり議員派遣の申し出があります。
お諮りします。
議員派遣第5号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣第5号については、議員を派遣することに決定いた

しました。

ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第5、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

初めに、議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査の内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成25年第4回平川市議会定例会を閉会します。

午前10時46分 閉議及び閉会